

## 規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～

(平成30年6月4日規制改革推進会議) (抜粋)

## ① クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定に関する実態調査と公表

【平成30年度措置】

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づき、営業者がクリーニング所を設置する際、都道府県等が定める条例に基づき様々な規制を設けている場合には当該規定に基づく措置を講じなければならない。このうち、クリーニング所の設置に係る面積基準等の規定については条例で制定している地方自治体と制定していない地方自治体が混在していることから、広域で事業を展開する事業者にとっては、経済効率性の観点で障害になっている。もとよりクリーニング業法が求める公衆衛生の観点から、条例での規定にばらつきがあるのは問題があるではないのかとの指摘がある。

したがって、クリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例での規定に関して、具体的な規制内容の実態調査を行い、取りまとめ、公表することにより、地方自治体が、他の地方自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。

なお、必要に応じて追加調査を行う。

## 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

## 58 クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定に関する実態調査と公表

【平成30年度措置】

クリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例での規定に関して、具体的な規制内容の実態調査を行い、取りまとめ、公表することにより、地方自治体が、他の地方自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。なお、必要に応じて追加調査を行う。